３　森林整備課の企画官は、国有林野の環境の改善を図る観点からの埋設物の保全その他の管理、処理並びにその他必要な情報の収集及び提供に関する事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

４　技術普及課の企画官は、国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

（外国漁船対策室並びに漁業監督指導官、上席漁業監督指導官、情報分析管理官、外国漁船取締企画官及び安全操業調整官）

第五百三十九条　漁業取締課に、外国漁船対策室並びに漁業監督指導官三十三人、上席漁業監督指導官三人、情報分析管理官一人、外国漁船取締企画官二人及び安全操業調整官二人を置く。

２～７　（略）

８　安全操業調整官は、命を受けて、我が国漁業者の安全な操業のために必要な事項についての連絡調整（漁業取締りの業務に使用する船舶により行うものに限る。）に関する事務を行う。

（北海道漁業調整事務所に置く課等）

第五百五十条　北海道漁業調整事務所に、次の二課並びに漁業監督指導官十六人、上席漁業監督指導官一人、安全操業調整官一人及び資源管理推進官一人を置く。

資源課

漁業監督課

（漁業監督課の所掌事務）

第五百五十二条　漁業監督課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　漁業の取締りその他漁業調整に関すること（漁業監督指導官、上席漁業監督指導官及び安全操業調整官の所掌に属するものを除く。）。

二　（略）

（安全操業調整官の職務）

第五百五十三条の三　安全操業調整官は、我が国漁業者の安全な操業のために必要な事項についての連絡調整（漁業取締りの業務に使用する船舶により行うものに限る。）に関する事務をつかさどる。

（新設）

３　企画官は、国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

（外国漁船対策室並びに漁業監督指導官、上席漁業監督指導官、情報分析管理官及び外国漁船取締企画官）

第五百三十九条　漁業取締課に、外国漁船対策室並びに漁業監督指導官三十三人、上席漁業監督指導官三人、情報分析管理官一人及び外国漁船取締企画官二人を置く。

２～７　（略）

（新設）

（北海道漁業調整事務所に置く課等）

第五百五十条　北海道漁業調整事務所に、次の二課並びに漁業監督指導官十六人、上席漁業監督指導官一人及び資源管理推進官一人を置く。

資源課

漁業監督課

（漁業監督課の所掌事務）

第五百五十二条　漁業監督課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　漁業の取締りその他漁業調整に関すること（漁業監督指導官及び上席漁業監督指導官の所掌に属するものを除く。）。

二　（略）

（新設）

（新潟漁業調整事務所に置く課等）

第五百五十九条　新潟漁業調整事務所に、次の二課並びに漁業監督指導官七人、上席漁業監督指導官一人及び資源管理推進官一人を置く。

資源課

漁業監督課

（漁業監督課の所掌事務）

第五百五十九条の三　漁業監督課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　漁業の取締りその他漁業調整に関すること（漁業監督指導官及び上席漁業監督指導官の所掌に属するものを除く。）。

二　（略）

（新設）

（新潟漁業調整事務所に置く課等）

第五百五十九条　新潟漁業調整事務所に、次の二課並びに漁業監督指導官七人、上席漁業監督指導官一人、安全操業調整官二人及び資源管理推進官一人を置く。

資源課

漁業監督課

（漁業監督課の所掌事務）

第五百五十九条の三　漁業監督課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　漁業の取締りその他漁業調整に関すること（漁業監督指導官、上席漁業監督指導官及び安全操業調整官の所掌に属するものを除く。）。

二　（略）

（安全操業調整官の職務）

第五百六十一条の二　安全操業調整官は、命を受けて、第五百五十三条の三の事務をつかさどる。